

製品安全データシート

製品名

シタラクリーン

作成日 2002年 4月 20日

改定日 2011年 4月 5日

1.化学物質等及び会社情報

製品コード

会社名

住所

電話番号

FAX番号

設楽印刷機材株式会社

〒379-2166 群馬県前橋市野中町158-1

027-261-7000

027-261-7700

2.危険有害性の要約

分類	引火性液体	区分3
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1
	吸引呼吸器有害性	区分1
	水生環境急性有害性	区分3
	水生環境慢性有害性	区分3

(※上記に記載のない危険有害性は”分類対象外”または”分類できない”)

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

引火性液体及び蒸気
 皮膚刺激
 強い眼刺激
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 臓器の障害
 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 水生生物に有害
 長期的影響により水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

本データシートを良く読み、完全に理解するまで取り扱わないこと。
 使用中は、飲食又は喫煙しないこと。
 熱、火花、裸火、高温物のような着火源から遠ざけること。-火気厳禁-
 取扱い場所では、防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
 導電性の良い金属性容器を使用し、必ずアースを取り、静電気放電や火花による引火を防止すること。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面等を着用し、暴露を避けること。
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用し、ミスト・蒸気の吸入を避けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 環境への放出を避けること。

【緊急処置】

火災の場合

吸入した場合

粉末、泡、または炭酸ガス消火器を使用すること。
 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息すること。
 気分が悪い場合は、速やかに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。無理して吐かせないこと。
 流水で15分以上、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。速やかに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

直ちにすべての汚染された衣類を取り除き、皮膚を多量の流水と石鹸で十分に洗うこと。
 皮膚に痛み等が残る場合には、速やかに医師の診断を受けること。

暴露の懸念がある場合

人体に異常を感じたら、必ず医師の診断、手当てを受けること。

【保管】

容器は密閉して直射日光を避け、涼しく換気の良い所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

3.組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 混合物
化学名又は一般名 石油系溶剤

成分	CAS.NO	含有量	管理濃度	許容濃度	PRTR法
ミネラルスピリット	64742-82-1	100%	-	100ppm	第1種(80)キシレン(ミネラルスピリット中3%) 第1種(297)1,3,5トリメチルベンゼン (ミネラルスピリット中3%) 第1種(296)1,2,4トリメチルベンゼン (ミネラルスピリット中7%)
*ミネラルスピリット中には、労働安全衛生法の通知対象物質であるキシレン・トリメチルベンゼン・エチルベンゼン・ナフタレン・インデン・ノナンが含まれる。					

4.応急措置

吸入した場合	被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、呼吸しやすい姿勢で休息させること。身体を毛布等で覆い保温して安静を保ち、直ちに医師の診断、手当を受けること。呼吸が止まっている場合、及び呼吸が弱い場合には、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行うこと。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類を速やかに脱ぎ、皮膚を多量の流水と石鹸で洗浄すること。皮膚刺激や違和感が生じた場合、医師の診断を受けること。汚染された衣類は、再使用する前に十分に洗濯すること。
目に入った場合	コンタクトレンズは、固着していない限り取り除き、流水で15分間以上、まぶたの隅々まで注意深く洗うこと。目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	揮発性なので、吐き出させるとかえって危険が増す。水で口の中をよく洗わせ、直ちに医師の診断、手当を受けること。意識がない場合には、口から何も与えてはいけない。
予想される急性症状及び遅発性症状	吸入した場合、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失 皮膚に接触した場合、皮膚の乾燥、発赤 眼に接触した場合、眼の発赤、痛み 飲み込んだ場合、灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、意識喪失
最も重要な兆候及び症状	誤飲した場合、胃の粘膜刺激により、吐くことがある。 嘔吐物が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。

5.火災時の措置

消火剤	小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	棒状注水は火災を拡大し、かえって危険である。 加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	燃焼によって、刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。 消火剤で消火の効果が無い大規模火災の場合には周辺設備に散水し冷却すること。 危険でなければ火災区域から容器を移動すること。 火災発生場所の周辺は、関係者以外の立ち入りを禁止すること。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却すること。
消火を行う者の保護	消火作業は、必ず風上から行うこと。 消火作業の際には、酸素欠乏、有毒ガスなどから身を守るために、適切な空気呼吸器等を使用すること。 皮膚への接触が想定される場合には、不浸透性の保護具、保護衣等を着用すること。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項	漏出物に触れたり、その中を歩いたりしないこと。 漏出物から発生する蒸気を吸入しないこと。
保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏出区域として隔離し、関係者以外の立ち入りを禁止すること。 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。 適切な防護衣を着けていない時は、破損した容器あるいは漏出物に触れないこと。 火災発生時に備えて、消火用機材を準備すること。
環境に対する注意事項	密閉された場所に立入る場合には、事前に十分な換気をする事。 漏出物が下水、側溝、河川等へ流出し、二次災害、環境汚染が起こらないよう注意すること。
回収、中和	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料等で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収すること。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収すること。 回収の際には、衝撃、静電気等によって火花が発生しないような材質の用具を用いること。
封じ込め及び 浄化の方法・機材	漏出した場所は所を完全に拭き取った後、多量の水を用いて洗い流すこと。 危険でなければ漏出を止めること。 漏出物を取扱うときに用いる全ての設備は接地すること。

二次災害の防止策

蒸気抑制泡は蒸発速度を低下させるために有効である。
すべての着火源を速やかに取除くこと。(近傍での喫煙、火花や火炎の使用禁止)
事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

指定数量以上の量を取扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、取扱所で取扱うこと。
火気厳禁とし、熱・火花・炎・高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合には、必ず保護具を着用すること。
作業時は、帯電防止型の作業服、靴等を着用し、使用する工具は、火花防止型のものを使用すること。
装置は必ず接地し、電気機器類は防爆型のものを使用すること。
ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触させないこと。
使用前に本データシートを熟読すること。
すべての安全注意を読み、理解するまで取扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止すること。
容器は転倒させたり、落下させたり、衝撃を加えたり等、乱暴に取扱わないこと。
屋外又は換気のよい区域でのみ使用し、蒸気を滞留させないこと。
飲食又は喫煙をしながら取扱わないこと。
環境への放出を避けること。

接触回避

安全取扱い注意事項

保管

技術的対策

指定数量以上の量を保管する場合には、消防法で定められた基準に満足する貯蔵所で保管すること。
保管場所で使用する電気機器類は、防爆型のものを使用すること。
蒸気が滞留しないよう、適切な換気設備を設けること。

保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙-
容器は直射日光を避け、密閉して換気のよい冷所で保管すること。
施錠して保管すること。

混触危険物質
容器包装材料

ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と同一場所で保管しないこと。
消防法及び国連運送法規で規定されている容器(KHK刻印容器、UN刻印容器等)を使用すること。

8. 許容濃度・管理濃度

3. 組成・成分情報`の頁に記載

9. 物理及び化学的性質

形状及び色	無色の液体	臭い	石油臭	
沸点	150℃～195℃	密度(20℃/4℃)	0.791	
融点	0℃以下(常温凍結なし)	蒸気圧(20℃)	500Pa以下	
引火点(TCC)	42℃	蒸気密度(空気=1)	1<(空気より重い)	
爆発範囲	下限	1.0%	粘度(20℃)	データなし
	上限	7.0%		
自然発火温度	260℃	溶解度	水	不溶
分解温度	データなし		その他	多くの有機溶剤に可溶
		オクタノール/水分配係数	データなし	

10. 安定性

通常条件においては、安定である。
流動、攪拌などにより静電気が発生し、引火爆発の危険性がある。
強酸化剤と反応して、火災や爆発の危険がある。
空気や紫外線と接触すると、爆発性過酸化物を生成する事がある。

危険有害反応可能性

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

11. 有害性情報

評価基準

可能性の高い暴露経路

情報は、製品試験及び/又は同種の製品及び/又は構成成分を基準としている。
曝露は、吸入飲み込み摂取、皮膚からの吸収、皮膚又は眼の接触、不慮の飲み込み摂取(『思わぬ誤飲』)でも可。)を介して起こりうる。

急性経口毒性

急性経皮毒性

急性吸入毒性

毒性が低いと予想される。LD50>5000mg/kg,ラット
毒性が低いと予想される。LD50>5000mg/kg,ラット
吸入時、低毒性がある。
高濃度によって、頭痛、めまい感、悪心をもたらす中枢神経系抑制を引き起こすことがある。
連続した吸入によって、意識消失及び/又は死に至ることがある。
軽度の皮膚刺激が生じる。
長時間/反復接触は、皮膚炎を引き起こす皮膚の脱脂の原因になる可能性がある。

皮膚腐食性・刺激性

眼に対する重篤な損傷・ 眼刺激性	眼に殆ど刺激はない。
呼吸器系への刺激	蒸気又はミストの吸入により、呼吸器系に刺激を引き起こすことがある。
呼吸器感作性又は 皮膚感作性	皮膚感作物質ではない。
呼吸性呼吸器有害性	飲み込んだり、嘔吐した時に肺への吸引により、致命的な化学物質起因の肺炎を引き起こすことがある。
反復投与毒性	聴覚系：高濃度での長期で繰り返しの曝露の結果、ラットにおいて聴覚障害が生じた。作業環境における溶媒の誤用及び騒音の相互作用によって、聴覚障害を起こすことがある。 中枢神経系：繰り返しの曝露は、神経系を冒す。 腎臓：雄ラットに生じた腎臓の作用は、ヒトには関連性がないと考えられる。
生殖細胞変異原性 発癌性	変異原性があるとは考えられない。 発癌性があるとは考えられない。
生殖発生毒性	動物において母体毒性がある投与量で、胎児毒性が生じる。 出生率の低下はないと思われる。
12.環境影響情報	有害と予想される。10<LC/EC/IC50<=100mg/1 有害と予想される。10<LC/EC/IC50<=100mg/1 毒性があると考えられる。 有害と予想される。10<LC/EC/IC50<=100mg/1 水に浮かぶ。 容易に生分解できる。 空気中の光化学反応により迅速に酸化する。 潜在的蓄積性を有する。
13.廃棄上の注意	
残余廃棄物	廃棄物は許可を受けた廃棄物処理業者と委託契約をして処理をすること。 容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか委託すること。 廃溶剤等を焼却する場合は、可燃性溶剤と共にスクラバー及びアフターバーナーを具備した焼却炉の火室へ噴霧して焼却すること。 燃焼時には、有害なガスが発生する可能性があるため、有害ガス等を適切に除去できる法規に従った焼却炉を使用すること。
容器の廃棄	空容器は、内容物を完全に除去した後に処分すること。 残油がある時は、引火爆発の危険があるので、空容器の切断、溶接、穴あけ等の加工をしないこと。 適用される産業廃棄物処理基準及び法規に従うこと。
14.輸送上の注意	
全般的な注意	引火性、有害性液体の一般的な注意事項による他、当データシートの”7. 取扱い及び保管上の注意”の項を参照のこと。 容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。 衝撃を加える、引きずる等の乱暴な扱いをしないこと。 指定数量以上を車両で運搬する場合には、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備えること。
陸上運送	第1類及び第6類の危険物と混載しないこと。 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合には、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上運送	船舶安全法の定めるところに従うこと。
航空運送	航空法の定めるところに従うこと。
国連分類	クラス 3.2
国連番号	1263
15.適用法令	
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物（3. 組成・成分情報の頁に記載(7物質)) 危険物・引火性の物 名称等を表示すべき有害物
毒劇物取締法	有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤等 非該当

消防法	危険物 第4類 第2石油類(指定数量1000L) 危険等級Ⅲ 非水溶性
船舶安全法	引火性液体類
航空法	引火性液体
PRTR法	第1種指定化学物質(キシレン・1,3,5-トリメチルベンゼン・1,2,4-トリメチルベンゼン)
悪臭防止法	排出の規制等がある物質(キシレン)

16. その他の情報

(参考資料)

GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック	日本塗料工業会
通知対象物質の危険有害性の要約	中央労働災害防止協会・安全衛生情報センター
石油化学メーカー	製品安全データシート 他

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合は、追加・修正を行い改訂致します。

この情報は、本製品を安全にご使用いただくための参考情報であり、安全に関する保証値ではありません。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な条件で使用する場合には、用途・用法に適した安全対策を実施上、ご利用ください。